

# 告示

## 埼玉県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地	
同	澤田 勇夫	同 大字菅間七百二十六番地	
同	矢島 一雄	同 大字石田本郷四百四番地	
同	西島 貞一	同 大字鴨田八百二十四番地一	
同	新井 義平	同 大字中老袋三百六十六番地一	
同	三上 喜久藏	同 大字古谷上二千百十七番地一	
同	渋谷 實	同 同 五千六百六十三番地一	
同	堀井 重樹	同 大字古谷本郷千四百五番地一	
同	秦 隆行	同 大字大中居二百八十番地一	
同	栗原 政仁	同 大字南田島千五百八十四番地	
同	新井 透	同 大字並木三百七十四番地二	
同	若海 玄平	同 大字久下戸千八百十番地二	
同	宮崎 淳	同 大字古市場百八十一番地	
同	鴻村 和男	同 富士見市大字東大久保二百二十番地	
監事	西島 進	同 川越市大字鴨田二百五十一番地一	
同	沼野 孝	同 大字古谷上百七十八番地一	
同	木下 章	同 大字萱沼二千番地四	
同	新井 則幸	同 富士見市大字東大久保二千百九十三番地	
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地	
同	矢島 一雄	同 大字石田本郷四百四番地	
同	江田 眞	同 同 千百四十四番地一	
同	西島 貞一	同 大字鴨田八百二十四番地一	
同	江田 弥寿之	同 同 大字上老袋百七十八番地	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鴻	沢	榎	監 西	時	小	若	高	鈴	三	粕	洪	野
村	田	本	島	田	泉	海	橋	木	上	谷	谷	原
和	邦	武		昭	鉄	玄	省	巳	恒	安		俊
男	彦	志	進	一	雄	平	三	子	生	治	実	明
同	同	同	同	同	同	同	同	男	同	同	同	同
富士見市大字東大久保二百二十番地	同 大字古市場六十一番地	同 大字小中居九百八十五番地一	川越市大字鴨田二百五十一番地一	富士見市大字東大久保千九百九十六番地	同 大字渋井九百十八番地	同 大字久下戸千八百十番地二	同 大字今泉七十八番地	同 藤木町十五番地十四	同 大字八ッ島三百五十五番地	同 大字古谷本郷八百五十四番地	同 同 五千六百六十三番地一	同 大字古谷上二百二十六番地一